

京都市告示第 329号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成16年10月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
三条通	東山区栗田口華頂町18番地地先から	旧	メートル 381.10	22.01 ～メートル 29.18
	同区東小物座町附属725番地地先まで		新	381.10

(建設局道路部道路明示課)